

第76回広島2人デモ

2013年11月29日(金曜日) 18:00 ~ 19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です



(第4期ブッシュ政権)

オバマ政権張りの 警察国家 (Police State) を目指す安倍自民党政権 国家安全保障会議設置法と 特定秘密保護法の意味

There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量はない」世界中の科学者によって一致承認されています。

黙っていたら “YES” と同じ

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日からはじめたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもありません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシ内容をご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL 表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください。

国家安全保障会議設置法 (日本版 NSC 設置法) と特定秘密保護法はセット

特定秘密保護法は2013年11月26日衆議院国家安全保障特別委員会で可決されその日のうちに衆議院に送付、これもその日のうちに衆議院で可決され、直ちに参議院に送付されました。安倍自民党政権は今国会中(12月6日が会期末)に成立させるという固い決意を示しています。朝日新聞をはじめとする大手マスコミは「何が秘密かあいまい」「報道・取材の権利制限」「罰則の強化」などこの法律が「言論の自由」を犯すものとして大反対キャンペーンを張っています。(表1の第2章、第3章、第4章及び第7章などを参照のこと) それに間違いはないのですが、なにかどこかがいびつな反対キャンペーンです。というのは、この法案とセットの筈の「国家安全保障会議設置法」(以下 NSC 設置法) に対しては、簡単に国会を通過させ、むしろ NSC 法の付属品である「特定秘密保護法」にばかり目くじらを立てているからです。表1は「特定秘密保護法案」の4党修正版ですが、むしろ重要なのは第1条及び第2条でしょう。

第1条では、日本の安全保障に関する秘密を保護することが目的、と謳いながら、第2条の「行政機関」の定義では、対象とする行政機関がほとんど丸ごと政府全体、宮内庁から会計検査院まで含んでいます。もちろん原子力規制委員会(第2条の3)も含まれています。もし第1条で規定する『我が国の安全保障』が定義通り「外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう」なら、政府行政機関を丸ごと「特定秘密保護法」の対象とする必要はないはず。第1条と第2条は完全に矛盾した規定です。つまりどちらかに「偽り」が含まれているということになります。ポイントはもちろん『外部からの侵略等』にあります。つまりこの法律が想定している事態は『外部からの侵略』そのものではなく『侵略等』の『等』の中身だと言うことになります。

<以下次ページへ>

表1

特定秘密保護法案

(自公提案・みんな・維新修正4党合意案)

2013年11月26日衆議院通過 参議院送付

第一章 総則

(目的) 第一条

この法律は、国際情勢の複雑化に伴い我が国及び国民の安全の確保に係る情報の重要性が増大するとともに、高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される中で、我が国の安全保障〔(国の存立に関わる外部からの侵略等に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。)] に関する情報のうち特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護に関し、特定秘密の指定及び取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義) 第二条

この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。)
- 三 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
- 六 会計検査院

第二章 特定秘密の指定等

(特定秘密の指定) 第三条

(指定の有効期間及び解除) 第四条

(特定秘密の保護措置) 第五条

第三章 特定秘密の提供 (第六条～第十条)

(我が国の安全保障上の必要による特定秘密の提供)

(その他公益上の必要による特定秘密の提供)

第四章 特定秘密の取扱者の制限 (第十一条)

第五章 適性評価 (第十二条～第十七条)

(行政機関の長による適性評価の実施)(適性評価の結果等の通知)

(行政機関の長に対する苦情の申出等)(警察本部長による適性評価の実施等)(適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限) など

第六章 雑則 (第十八条～第二十二條)

(特定秘密の指定等の運用基準等)(国会への報告等)(関係行政機関の協力)

(政令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 罰則 (第二十三条～第二十七條)

附則 (第一条～第十条)

別表 (第三条、第五条—第九條関係)

理由

【引用典】朝日新聞デジタル※全文掲載有

<http://www.asahi.com/articles/TKY201311260565.html>

【参考資料】衆議院 185 回「特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案」

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g18501011.htm



「警察国家」「盗聴・監視・管理社会」へ <前ページより続き>

一方「NSC 設置法」は、2006年12月（第一次安倍内閣時）に改正成立した「安全保障会議設置法」をさらに改訂する形で法律名も『国家安全保障会議設置法』と改め、すでに今国会で成立しました。特徴は「国家安全保障」に関する事項で、**内閣総理大臣にほぼオールマイティの権限を与えている点**です。改正前では「内閣総理大臣は…会議に諮らねばならない」としていた第2条は「必要に応じ内閣総理大臣に対し意見を述べる」とし、国家安全保障会議は事実上内閣総理大臣一人で何でも決められる体制になっています。（表2第2条を参照のこと）それでは「国家安全保障」の範囲はどこまでかという点、第2条に書かれている範囲すべてを指します。うっかり読んでみると「外国からの武力攻撃に対する安全保障問題」のみと勘違いしそうですが、「10 我が国の安全に重大な影響を及ぼす恐れがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によっては適切に対処することが困難な事態」も含まれます。つまり**内閣総理大臣が「緊急事態」と判断すれば、ありとあらゆる事態が「緊急事態」となるわけ**です。そして秘密保護法との関連で言えば、「緊急事態」に関連した政府情報が、**政府行政機関の長の判断で秘密とされ、公開しないで済む**、ということになります。つまり国家安全保障会議（すなわち内閣総理大臣）が扱う事項はなにも「外国からの侵略」やその恐ればかりではないのです。これはアメリカの政権内部に設置された国家安全保障会議（NSC）並の強力な権限を内閣総理大臣に付与されることを意味します。そして**重大事態ではいちいち国会の承認を経ずに、内閣総理大臣が独断専行できる**ことを意味しています。

このことに関連して11月28日付の朝日新聞は「NSCは…特定秘密保護法案はセットだ、というのが政権側の主張だ」「首相は、国会答弁で、“特定秘密は外国政府との情報共有に不可欠な情報に限られない”と述べるなど、“セット論”には矛盾もある」と解説していますが、これは矛盾でもなんでもありません。

NSCは何も「外国からの武力攻撃に対する安全保障問題」に限って取り扱うとは一言もいっていないのですから。それどころか、NSCが対象とするのは「外国からの武力攻撃」という非現実的な事態よりも、**日本国内の“緊急事態”が中心**でしょう。**そのための情報収集・分析であり、そのための“秘密保護”**なのです。安倍首相が**いのように「設置法」と「保護法」はセット**なのです。

このことは日本が、アメリカのブッシュ・オバマ政権下で急速に進んでいる「警察国家」（ロン・ポール下院議員の表現）、「盗聴・監視・管理社会」（エドワード・スノーデン氏の表現）へ向けて大きく踏み出していることを意味しています。

表2 国家安全保障会議設置法（抜粋）

（設置）
 第一条 我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）に関する重要事項を審議する機関として、内閣に、国家安全保障会議（以下「会議」という。）を置く。

【旧法（抜粋）】（内閣総理大臣の諮問等）

第二条 内閣総理大臣は、次の事項については、会議に諮らなければならない。

（所掌事務等）

第二条 会議は、次の事項について審議し、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べる。

1. 国防の基本方針
2. 防衛計画の大綱
3. 前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱
4. 武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下この条において同じ。）への対処に関する基本的な方針
5. 武力攻撃事態等への対処に関する重要事項
6. 周辺事態への対処に関する重要事項
7. 内閣総理大臣が必要と認める周辺事態への対処に関する重要事項
8. 国防に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）
9. 国家安全保障に関する外交政策及び防衛政策の基本方針並びにこれらの政策に関する重要事項（前各号に掲げるものを除く。）
10. 重大緊急事態（武力攻撃事態等、周辺事態及び次項の規定により第七号又は第八号に掲げる重要事項としてその対処措置につき諮るべき事態以外の緊急事態であつて、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるもののうち、通常の緊急事態対処体制によっては適切に対処することが困難な事態をいう。第三項において同じ。）への対処に関する重要事項
11. その他国家安全保障に関する重要事項

2 内閣総理大臣は、前項第一号から第八号まで及び第十号に掲げる事項については、会議に諮らなければならない。

3 第一項の場合において、会議は、武力攻撃事態等、周辺事態及び重大緊急事態に関し、同項第四号から第六号まで又は第十号に掲げる事項について審議した結果、特に緊急に対処する必要があると認めるときは、迅速かつ適切な対処が必要と認められる措置について内閣総理大臣に建議することができる。

（資料提供等）

第六条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

2 会議は、必要があると認めるときは、内閣官房長官及び関係行政機関の長に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をするよう求めることができる。

（服務）

第七条 議長は、必要があると認めるときは、統合幕僚長その他の関係者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

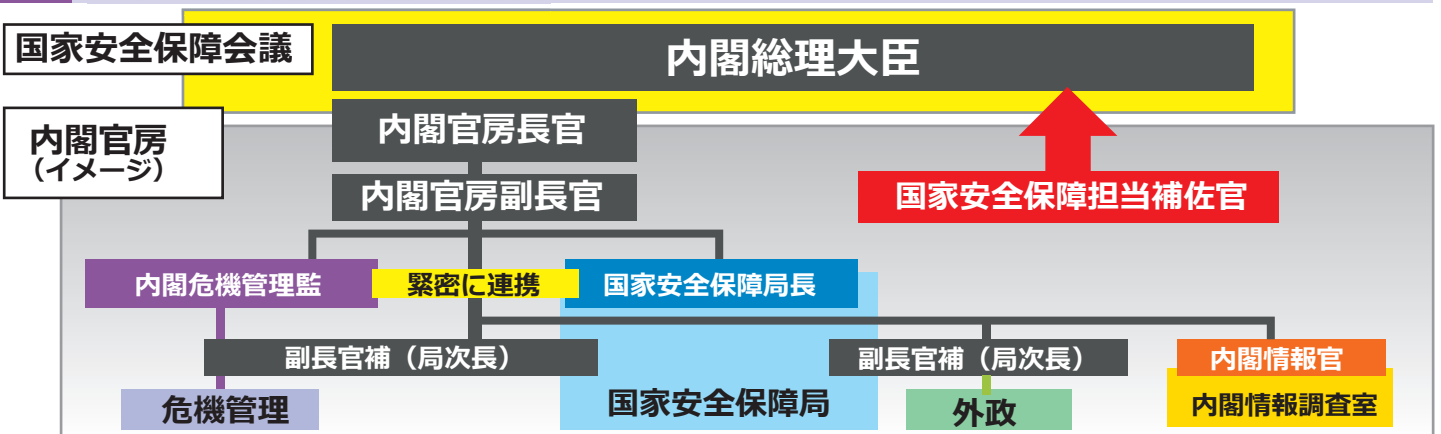
2 議長及び議員並びに議長又は議員であつた者、第五条第四項の規定により副大臣として議員の職務を代行した者、次条の規定により関係者として会議に出席した者並びに第九条第三項の委員長及び当該委員長であつた者は、その職務に関して知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

【引用出典】

（旧法）<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S61/S61H0071.html>

（現行法）<http://www.cas.go.jp/jp/houan/130610/taishou.pdf>

図1 国家安全保障会議の構成概念図



【資料出典】内閣官房 国家安全保障会議設置準備室

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ka_yusiki/dai6/siryou1.pdf

警察国家・監視社会への流れを強める先進資本主義諸国

安倍政権はなぜここにきて「警察国家」「盗聴・監視・管理社会」への流れを強化したのでしょうか？「NSC」（内閣、特に総理大臣に権限を集中した国家安全保障会議）そのものは、**第一次安倍内閣の時から**の安倍晋三氏の念願の課題でした。またそれと双子の兄弟の関係にある「スパイ防止法」（かつて1度廃案）の変形である今回の「特定秘密保護法」も昔から安倍氏を代表とする天皇制ファシズム的傾向を帯びた保守層の念願でした。ですから、2012年12月の衆議院選挙（憲法上この結果が有効かどうか大きな疑問がありますが）、また2013年7月の参議院選挙（11月28日広島高裁岡山支部はこの選挙を違憲とし結果を無効と判決しました）の大勝の結果、衆参両院で圧倒的多数を握り、やりたい放題に何でもできるうちにやっておこう、という要素は確実にあるでしょう。もし2つの選挙が無効で、無効な選挙を基礎に多数派を形成しその上に第二次安倍内閣が成立し、日本の将来まで決定するような政策をどんどん遂行している、と見るなら『安倍内閣』は一種の『クーデタ内閣』と見ることも可能でしょう。

しかし視点をもっと拡大してみるなら、「警察国家」「盗聴・監視・管理社会」への傾斜は、多かれ少なかれ先進資本主義国に共通した趨勢です。

そのもっとも顕著な現れが、現在のアメリカの状況です。2001年9月11日の「同時多発テロ」（アルカイダの犯行が公式の見解ですが、その証拠はいまだに判然としません。容疑者として捉えられた「犯人」たちも一部は容疑事実なしとして釈放され、一部は裁判も開かれず閉じこめられたままです）を契機に、「愛国法」が成立、テロ容疑がかかれば裁判所の令状もなしに逮捕できたり、令状なしの家宅捜索、個人情報収集など基本的な人権を無視した状態が継続しています。共和党下院議員でリベタリアンのロン・ポール氏はこうした状態を「憲法違反の警察国家」と形容しています。ブッシュ政権の後を継いだ民主党オバマ政権もこの傾向に拍車をかけており、第2期オバマ政権はいまや「第4期ブッシュ政権」といわれる始末です。

安倍政権も戦前型の天皇制ファシズム国家への回帰と同時にアメリカ型「警察国家」を志向しているようにも見えます。アメリカばかりではありません。イギリスもフランスも程度の差こそあれ「テロ戦争」を名目に「警察国家」「監視管理社会」へ

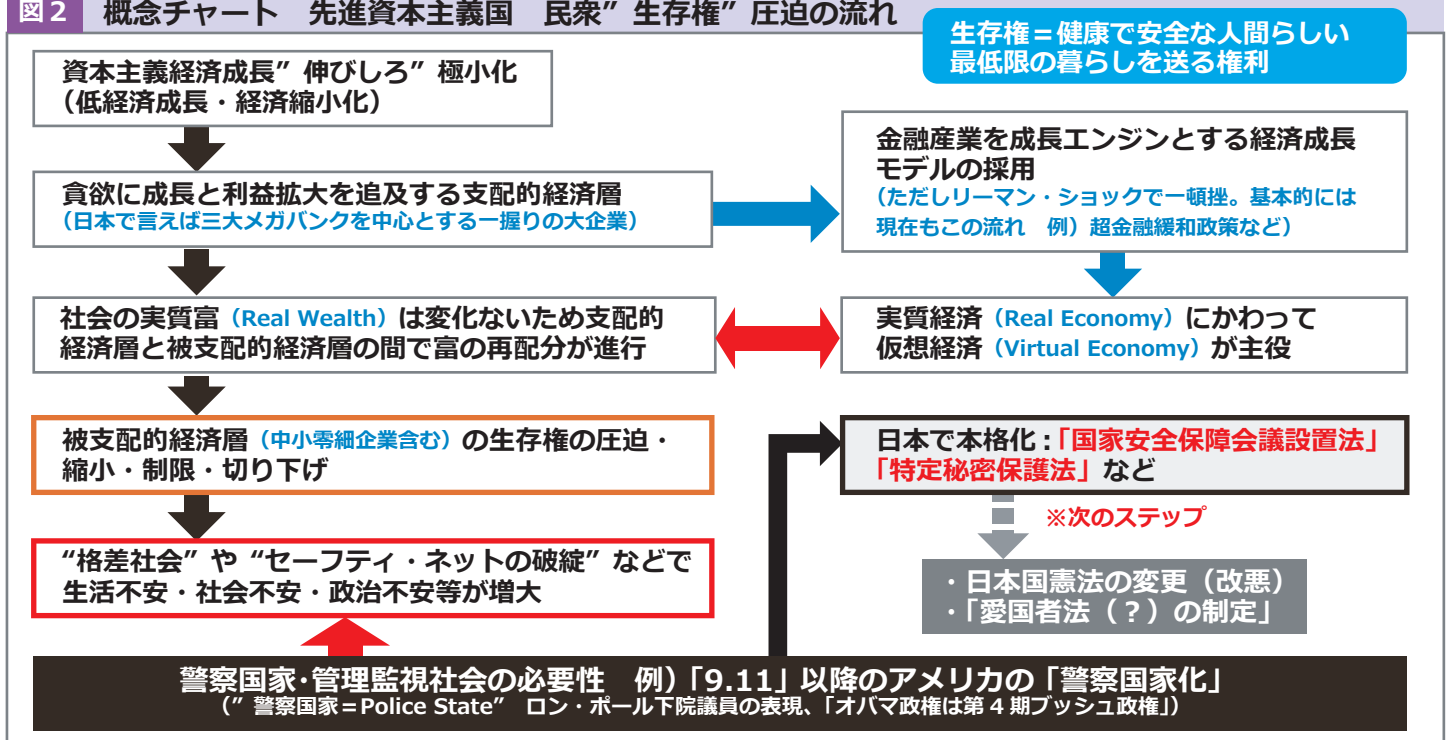
拍車をかけています。

先進資本主義国は1980年代以降共通して低成長時代に入りました。中でも日本は1990年以降の低成長（実質的には縮小）時代を指して「失われた10年」「失われた20年」とも呼ばれました。先進国資本主義経済体制はその成長の“伸びしろ”が極小化したのです。そして登場した経済成長モデルが、「金融産業主導型成長モデル」でした。しかし金融産業は、実質経済が要求する信用需要を満たし、そのための信用創造を行うのが本来の役割ですから、信用創造のための信用需要の開発は本末転倒の成長モデルといわざるを得ません。従って「金融産業主導型成長モデル」は実質経済の成長ではなく、**仮想経済（Virtual Economy）**の成長ということになります。そしてこのモデルは“リーマン・ショック”で一頓挫しました。そして明らかになったのは**実質経済と思われていた分野でも仮想経済に蚕食されていた恐るべき実態**でした。（代表的には住宅・不動産市場、自動車市場など）

仮想経済は社会全体の「実質富」（Real Wealth）そのものを拡大しません。社会の経済的支配層が自己の利益の拡大化、成長を追及するなら、その方法は究極のところ「社会全体富」の再配分しかありません。**経済的支配層が被経済的支配層に配分されていた富を奪うことになりました。**こうして先進国資本主義社会はどこも多かれ少なかれ「格差社会化」していきました。（日本では小泉政権以降顕著）

この後は話を端折ります。それは、**結果として被経済的支配層の「生存権」を縮小し、制限し、追いつめること**になります。「生存権」とは「健康で安全な人間らしい最低限の生活をする権利」のことです。大多数の生存権が縮小・制限、あるいは喪失した社会は「不安定で、不安と絶望が支配する社会」にならざるを得ません。先進資本主義国が「警察国家」「盗聴・監視・管理社会」化を強めているのは、こうした**「不安と絶望が支配する社会」に対応するため**だ、と考えることができます。「テロとの戦い」「外国からの侵略」は口実に過ぎません。図2に概念チャートをもとめておきましたので参照してください。私は以上のように考えているのですが、みなさんはいかががお考えでしょうか？

図2 概念チャート 先進資本主義国 民衆“生存権” 圧迫の流れ



核燃料施設（一般原発以外）の規制基準決定

原子力規制委員会は2013年11月27日の会合（平成25年度第33回会合）で、「核燃料施設等の規制基準」を正式決定しました。その後閣議決定を経て12月18日までに施行されます。「核燃料施設等」というのは、7月8日に規制基準が施行された「**発電用軽水型原子炉（一般原発のこと）以外のすべての核施設**」を含みます。この中には使用済み核燃料用施設（日本原燃青森県六ヶ所村再処理工場）、核燃料加工施設（原子燃料工業や日本核燃料開発など）、試験研究用原子炉施設（東大、京大など）、使用済み核燃料貯蔵施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設（日本原燃など）、核燃料物質使用施設（多数）など全国247か所の施設を一括して含みます。（表5参照のこと）

「核燃料施設規制基準」の検討は今年に入って着手され、表4に見られる経過を経てやっと11月27日になって決定を見たもの。原子力規制委員会法が定める期限（施行後13か月以内）ギリギリでやっと間に合う状況です。

試験炉や実験炉、低出力炉（熱出力500kW未満）などは初回定期点検で基準適合確認が行われれば、操業を認めますが、**大規模施設や再処理工場、加工施設については一般原発同様に「重大事故対策」を新たに要求**しています。またこれも一般原発同様に地震・津波などを想定した設計基準を大幅に引き上げています。

今回の核燃料施設規制基準でもっとも影響をうけるのは、**日本原燃六ヶ所村施設**でしょう。ざっとおさらいをしておきましょう。**日本は「核燃料再処理（核燃料サイクル）を国策としてきました**。すなわち使用済み核燃料から純粋のプルトニウム239を取り出し、これを再び核燃料として使うという計画です。同時に現在はフランスに加工製造を委託している**MOX燃料製造をも六ヶ所村で手掛けるという計画**です。（表3参照のこと）

このうち核燃料再処理工場は、**これまで18回もの完成延期を繰り返し、当初7600億円の総工費が2兆2000億円（2011年2月現在）もかかるという異常な事態**になっていました。2013年10月から稼働開始予定と発表されましたが、規制委の新規制基準施行後に適合審査を受けて適合性確認まで、稼働することができなくなりました。日本原燃は、新基準に適合させるため新たな投資を行わねばならず、またこれまでの設計基準が新基準に適合しているかどうか大きな疑問です。日本原燃は今年中に「適合性確認審査申請」をすると表明していますが、仮に適合性確認にこぎつけるにしても審査に長期間（**恐らく1年以上**）かかるものと見られます。**仮に稼働できなくなれば、純資産5611億円はいつべんに“ゼロ”**となります。青森県最大企業の倒産です。電力各社への経営に与える打撃も極めて大きく、債務超過に陥る電力会社もでてくるでしょう。**そうになったら一体誰がその尻ぬぐいをするのでしょうか？またそうなったとしてもこんな危険な施設を稼働させるべきではありません。**

表3 日本原燃株式会社のあらし

本社：青森県上北郡六ヶ所村		主要株主（非上場会社）	
設立：1992年7月1日		東京電力	28.60%
資本金：4000億円（青森県最大企業）		関西電力	16.66%
売上：3017億円（2012年3月末）		中部電力	10.04%
純資産：5611億円（2012年3月末）		九州電力	8.83%
総資産：2兆8312億円（2012年3月末）		東北電力	5.78%
		中国電力	5.31%
		日本原子力発電	5.06%
		四国電力	4.28%
		北海道電力	3.67%
		北陸電力	2.96%
		その他	8.81%
（再処理料金前受金 6539億円） （長期借入金 8023億円）			
会長：八木誠（現関電社長）			
社長：川井吉彦（元東電取締役理事）			
事業内容			
ウラン濃縮	青森県上北郡六ヶ所村工場 生産量：150トンSWU/年規模		
廃棄物埋設	ウラン濃縮工場に隣接 低レベル放射性廃棄物の埋設処分		
廃棄物管理	青森県六ヶ所村施設。高レベル放射性廃棄物の硝子固化と管理貯蔵		
核燃料再処理	六ヶ所再処理工場。使用済み核燃料からプルトニウム239と燃料ウランを取り出す作業。2010年の本格稼働を予定していたがトラブル相次ぎこれまで18回の完成延期。建設費は7600億円の予定だったが、2011年2月現在約2兆2000億円費やしている。		
MOX燃料製造	再処理工場隣接。2010年10月着工2016年3月竣工予定。総工費は1900億円		

その他の構成は不明だが、役員構成などから見て、金融機関や日立、三菱重工、東芝など核産業の資本出資も確実。

【資料出典】日本原燃 公式Webサイト・日本原燃 第33期（2012年3月末）会社概況書・日本語ウィキペディア『日本原燃』

表4 核燃料施設等に係る新規制基準のいきさつ

2013年2月20日	核燃料施設等の新規制基準検討方針について了承【平成24年第30回原子力規制委員会】
3月27日	検討チームの設置について了承【平成24年第34回原子力規制委員会】
4月15日	「核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム」（以降、10月24日までに合計20回を開催）
7月24日	骨子案について了承 骨子案にかかる意見公募の実施について了承【第16回原子力規制委員会】
7月25日	新規制基準の骨子案に係る意見公募（8月15日まで）
9月5日	意見公募の結果について報告 新規制基準の骨子について了承【第21回原子力規制委員会】
9月11日	各条文について了承 条文案に係る意見公募の実施について了承【第22回原子力規制委員会】
9月12日	関係法令等の条文案に係る意見公募（10月11日）
11月6日	意見公募の結果について報告（その1） 新規制基準の適用の考え方について了承【第30回原子力規制委員会】
11月13日	意見公募の結果について報告（その2）【第31回原子力規制委員会】
11月27日	関係法令等の条文の決定【第33回原子力規制委員会】
12月18日	閣議決定を経て施行予定

【資料出典】第33回原子力規制委員会（2013年11月27日）資料1-1 P3より

表5 核燃料施設 新規制基準 対象施設一覧

【資料出典】第33回原子力規制委員会（2013年11月27日）資料1-1 P6より

種類	施設の特徴	（参考）国内事業所数
使用済み燃料再処理施設	使用済み燃料を化学的に処理し、核燃料物質として利用することができるウラン、プルトニウムを取り出す施設。	2
核燃料加工施設	原子炉に燃料として利用できる形状・組成にするため、核燃料物質を物理的又は化学的方法によって処理する施設。	7
試験研究用等原子炉施設	核特性の測定、運転員教育、材料試験、医療照射等に利用する原子炉施設。	22（原子炉の基数） ※廃止措置中を含む
使用済み燃料貯蔵施設	原子力発電所から発生した使用済み燃料を原子力発電所外で一時的に貯蔵管理する施設。	1
廃棄物埋設施設	埋設の方法による放射性廃棄物の最終的な処分を行う施設。	2
廃棄物管理施設	最終的な処分を行うまでの放射性廃棄物の処理又は管理を行う施設。	2
核燃料物質使用施設	技術開発、各種分析等に用いるため、核燃料物質を使用・保管・管理等行っている施設。	15（大型施設※）+196